

答 申 第 100 号

平成14年9月30日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年8月2日付け船保第344号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成13年7月18日付けで提起された、平成13年7月17日付け船保第327号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成13年7月17日付け船保第327号で行った「平成元年3月24日に精神科医療センターに措置入院となった者に関する状況調査書の全文」（以下「本件文書」という。）の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件公開請求は、公開請求の対象となっている者の病歴調査内容が記載されている文書の請求を行っている。

その趣旨は、当該内容の正確さが対象者の健康生活に資することになると考えているからである。

病院と保健所において、同様な文書が作成されたことを考えると、プライバシーの保護よりも正確な状況把握が重要であるといえる。

イ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「現行条例」という。）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

(7) 実施機関は、不開示理由を、旧条例第11条第2号に該当するとしているが、旧条例第11条が、第1号から第8号までの例示規定をして非公開とすることができると定めていることは、非公開情報を限定しているのであり、これらの各号への該当性はいわば必要条件に過ぎない。したがって、これらの各号に該当した場合には、11条本文に前提されている十分条件を重ねて吟味するよう求めているのが第11条の主旨である。

(イ) 旧条例第11条は、「……、公開しないことができる。」と規定されているのであって、何らかの公益的な基準に合致するような場合には、公開することも前提されている。旧条例中にはそのような明確な基準が記載されていないように考えられる。現行条例では、そのような不備が改正されており、第8条第2号ただし書口で規定されている。また、経過措置において、旧条例適用公文書でも現行条例遵守を努力規定としている。そこで、現行条例第8条第2号ただし書口でいう基準に合致するか否かを考える必要がある。

実施機関の理由説明書に、当方の主張する公益基準に見合う議論があるが、「これに該当するとは認められない。」という文言が結論として述べられているだけで、その理由等に関しては言及されていない。理由等を明らかにしない以上、その結論に対する妥当性を認めることはできない。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね次のとおりである。

#### (1) 対象行政文書及び不開示決定の理由について

ア 本件異議申立ての対象となっている行政文書は、平成13年6月21日付けの「平成元年3月24日に精神科医療センターに措置入院となった者に関する状況調査書の全文」という行政文書開示請求に対して特定した、平成元年3月22日付けの「精神保健法の規定に基づく状況調査書」である。

イ 本件文書は旧条例第11条第2号に該当し、全部不開示と判断した。

#### (2) 旧条例第11条第2号本文該当性について

ア 本件文書に記録された情報は、精神保健法第25条の規定により千葉地方検察庁からの通報があり、状況を調査した特定個人の健康状態、病歴、生活歴等個人の心身の状況に関する情報であることから、「個人に関する情報」と認められる。

イ 本件文書に記録された情報のうち、「本人氏名等」、「家庭の状況、家族構成、生活歴等」、「申請・通報等された原因、問題行動、現在の状態等」、「現在までの主な治療歴」、「指定医の診断実施の要否」は、特定個人であることが明らかに識別されるものであり、不開示となるものである。

ウ また、本件文書に記録された情報のうち、「状況調査にあたって陳述者」は、本件特定個人の家族及び本件の通報に関わった者で、本件特定個人の家族関係、生活及び行

動等の状況を陳述した者で、当該個人と関連性を有する情報であり、特定個人を識別され得る可能性があり、不開示となるものである。

また、本件文書に記録された情報のうち、「調査者氏名、印影」は、特定個人が明らかに識別されるものであり、不開示となるものである。

(3) 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書については、何人でも閲覧することができるとしている法令等はなく、また、公表を目的としているものでもない。さらに、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は収受した情報で、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共安全を確保するために公開することが公益上必要と認められるものではない。

したがって、本件文書は、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものと判断する。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成元年3月22日付け「精神保健法の規定に基づく状況調査書」であり、精神保健法（現「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）第25条の規定により、千葉地方検察庁からの通報を受け、実施機関が同法第27条の規定により当該状況を調査し作成した文書であり、以下の事項が記載されている。実施機関は、本件文書すべてが旧条例第11条第2号に該当するとして全部不開示とした。

ア 調査者氏名・印影

イ 本人氏名等（本人及び保護の任に当たっている者の本籍、現住所、職業、氏名、生年月日、調査に当たった面接の有無）

ウ 家庭の状況、家族構成、生活歴等

エ 申請・通報等をされた原因、問題行動、現在の状態等

オ 現在までの主な治療歴

カ 指定医の診断実施の要否

キ 状況調査にあたって陳述者

(2) 旧条例第11条第2号本文該当性について

ア 本件文書は、精神保健法第25条の規定に基づき検察官からの通報を受けて調査、作成した文書である。

精神保健法第25条は、「検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、裁判が確定したとき、その他特に必要があると認めるときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない」旨の規定であり、「その他特に必要があると認めるとき」とは、不起訴処分をする以前、又は裁判が確定する以前であつて、すみやかに精神保健法による措置入院その他の方法により適切な医療及び保護を加える必要がある場合をいう。

イ 本件文書のうち、記以下の部分には、「本人及び現に本人の保護に当たっている者の本籍、現住所、職業、氏名、生年月日」、「家庭の状況、家族構成、生活歴等」、「申請・通報等をされた原因、問題行動、現在の状態等」、「現在までの主な治療歴」、「指定医の診察実施の要否」、「状況調査にあたって陳述者」等、個人の家庭、生活関係に関する情報、健康状態等個人の心身の状況に関する情報など極めてプライバシー性の高い情報が記載されている。

ウ 個人に関する情報の取扱いに関しては、旧条例第3条後段に、実施機関は、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定されているところであり、これらの情報を公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、これらは全体として、特定の個人に関する情報として本号本文に該当するものである。

(3) 本号ただし書該当性について

ア (2)で本号本文に該当するとした情報は、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できるものではなく、また、実施機関が作成し、又は收受した情報で、公表を目的としているものでも、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、公開することが公益上必要と認められるものでもないことから、ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。

イ ところで、異議申立人は、旧条例第11条は、何らかの公益的な基準に合致する場合には公開することも前提されているが、旧条例中には明確な基準が記載されておらず、現行条例第8条第2号ただし書ロに規定されている旨主張しているが、現行条例附則第4項の規定により、現行条例の施行日前に作成し、又は取得した公文書については、旧条例を適用することとしており、現行条例第8条（行政文書の開示義務）の

規定は適用されない。

(4) 部分開示について

本件文書の記載内容のうち、記以外の部分に記載された情報は、旧条例第11条第2号に該当する不開示情報とはいえないが、当該部分のみ開示したとしても、開示を受けようとする趣旨を満たすものとは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした本件文書の全部は、旧条例第11条第2号に該当するから開示しないことができるものであつて、実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13. 8. 2	諮問書の受理
13. 9. 14	実施機関の理由説明書の受理
13. 10. 3	異議申立人の意見書の受理
14. 1. 23	審議
14. 7. 19	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 9. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
大 友 道 明	弁護士	
鶴 岡 稔 男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成14年9月18日現在)